



特許情報検索セミナー ～特許電子図書館(IPDL)の活用方法～

～セミナーの会場から④～

東京都知的財産総合センターでは、受講者1人に1台のパソコンを用意し、特許電子図書館 (IPDL) の活用方法について実習を行う「IPDLセミナー」を開催しています。今回はその導入部分をご紹介します。

1. なぜ特許調査は重要なのか

新技術を開発しようとしても、既に他社が同じ技術の特許として出願・登録していれば意味がありません。また、他社の特許権を知らずに製品化・事業化を進めると、権利侵害として紛争やトラブルに巻き込まれるおそれもあります。このようなことがないように、先行特許の状況を十分に調査することは極めて重要です。

逆に、調査の結果、誰も出願・登録していない技術であることが分かれば、出願し登録を受けられる可能性があります。独占的な特許権を活用し、うまく事業化すれば、自社が大きく飛躍できるチャンスが生まれるかもしれません。

なお、こうした話はデザイン (意匠) やネーミング (商標) でも同じです。先行する特許 (意匠・商標) の調査は、技術系業種のみならず、あらゆる業種において無視できないものであり、この作業を簡単に行えるツールの一つが特許電子図書館 (IPDL) です。

2. 特許電子図書館 (IPDL) とは

「特許電子図書館 (IPDL: Industrial Property Digital Library)」とは、特許など工業所有権の情報をインターネット経由で誰でも無料で閲覧できるサービスです。IPDLでは、明治以来特許庁に蓄積されているおよそ8,000万件弱の特許・実用新案・意匠・商標の公報類及び関連情報を検索できます。「特許」の名を冠していますが、実用新案・意匠・商標についても調べられます。

特許電子図書館ホームページ: <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl> (下図参照)

3. IPDLによる検索・閲覧

IPDLで閲覧できる公報には、書誌事項、明細書及び図面を含むすべてが掲載されています。また、これ以外にも出願、審査請求、拒絶理由通知、意見書の提出、手続補正、特許査定、登録、特許料の納付、実用新案の技術評価など多岐にわたる書類・情報を閲覧できます。

検索自体は、キーワードや各種番号・日付等を入力することで簡単に行うことができますが、自社の技術と比較する目的で必要な情報を的確に抽出し、特許調査を円滑に行うには、ある程度の訓練と慣れが必要です。本セミナーでは実習を通じ、効果的な検索技術を身に付けて頂きます。

本セミナーは入門編だけではありません。入門編を修了した方を対象とする応用編や、キーワード検索・分類記号検索など個々の検索技術を磨き上げるコースなど、様々な内容・レベルで開催しています。(詳細P18)

また、海外へ出願するには、現地の特許を調査する必要があります。欧米、中国、韓国など地域別のコースもご用意しています。

なお、セミナー以外にも、訪問やご来所により特許情報の活用について個別のご相談に対応していますので、お気軽にお問い合わせください。



(出典)特許庁 特許電子図書館HPより

知財セミナーの開催情報とお申込みは知財センターホームページをご覧ください。
中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談も承っております (無料・予約制)

TEL 03-3832-3656 公社トップページ → 知的財産